

介護保険料の減免申請について

台風19号により被災された65歳以上の皆様へ

令和元年10月

台風19号により大きな被害を受けられた方には、申請により介護保険料を減免する制度があります。

◇対象者

り災証明書の被害認定区分が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」のいずれかの方

◇減免割合

今年度分の今後納期が到来する保険料額について、損害の割合に応じて、次の表のとおり減免します。

対象者 世帯の合計所得金額の平均 金額	減免の割合 損害の割合（り災証明のり災程度）	
	半壊、大規模半壊	全壊
200万円未満	2分の1減額	免除
200万円以上	4分の1減額	2分の1減額

◇申請期間

令和元年12月27日（金）まで

◇必要な書類

- ・減免申請書（この裏面）
- ・り災証明書（コピー可、原本の場合は市でコピーした後お返しします。）

◇注意点

- ・口座振替または特別徴収（年金からの引き落とし）の方は、一度口座・年金からは引き落としされる場合がありますが、減免を決定後お返しします。
- ・減免申請いただいた方の督促状については、原則発送を止めますが、申請時期によっては発送される場合がありますので、ご承知おきください。

◇受付場所・時間

高齢者福祉課介護保険事業係、臼田・浅科・望月の各支所高齢者児童福祉係
土日祝日を除く8時30分～17時15分

問い合わせ先 高齢者福祉課 介護保険事業係
電話：0267-62-3154